

令和8年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画掲載事業一覧

(単位:千円)

交付対象事業の名称	総事業費	臨時交付金 充当経費	事業の概要	事業 始期	事業 終期	担当課
			①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)			
学校給食費保護者負担金減免事業	28,261	28,261	①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援のため、学校給食費保護者負担金を減免する。 ②学校給食費保護者負担金 ③小学生200円×1,301人×11ヶ月=2,862,200円…(1) (国・県で5,200円の補助あり。給食費5,400円-補助額5,200円=200円が地方単独分) 中学生3,550円×662人×10ヶ月+3,550円×427人(中1、中2)+1,625円×235人(中3)=25,398,725円…(2) (県で上限5,900円にて1/2(=2,950円)補助あり。給食費6,500円-補助額2,950円=3,550円が地方単独分。中学3年生については、3月のみ半額であり、3,250円×1/2=1,625円が地方単独分) (1)+(2)=28,260,925円≒28,261千円 ※教職員等の給食費は含まれておりません。 ※国・県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当します。 ④小学生及び中学生の保護者	R8.4	R9.3	学校教育課
保育園副食材料費保護者負担金減免事業	20,251	20,251	①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援のため、副食材料費保護者負担金を減免する。 ②保育園副食材料費保護者負担金 ③4,900円×349人×12ヶ月=20,521,200円 ※教職員等の給食費は含まれておりません。 ④保育園児の保護者	R8.4	R9.3	こどもみらい課
水道料金基本料金減免事業	180,033	180,033	①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者及び事業者に対し、水道料金の基本料金を減免する。 ②水道料金基本料金の減免相当額の水道事業会計への繰出金 ③8ヶ月分減免見込額(R7実績平均値から算出) □径13mm:3,410円(2ヶ月分基本料金)×2,379世帯×4回=32,449,560円 □径20mm:3,542円(2ヶ月分基本料金)×9,907世帯×4回=140,362,376円 □径25mm:7,062円(2ヶ月分基本料金)×123世帯×4回=3,474,504円 □径30mm:7,304円(2ヶ月分基本料金)×48世帯×4回=1,402,368円 □径40mm:7,392円(2ヶ月分基本料金)×37世帯×4回=1,094,016円 □径50mm:11,550円(2ヶ月分基本料金)×26世帯×4回=1,201,200円 □径75mm:12,452円(2ヶ月分基本料金)×1世帯×4回=49,808円 合計:180,033,832円≒180,033千円 ④生活者、事業者(公共施設を含まない)	R8.4	R8.12	上下水道課

※本一覧は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画に掲載した内容について記載したものであり、予算額と相違がある場合があります。